

諮問第38号の答申 建設工事統計調査の変更について（案）

本委員会は、建設工事統計調査の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。

2 理由等

(1) 建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の変更

ア 抽出方法の見直し

(7) 標本抽出に使用する完成工事高データの変更

標本の抽出率は、完成工事高を基に算出している。この完成工事高のデータは、前回調査までは昭和 53 年度のものを使用していたが、今回調査からは直近の利用可能なデータに改めることとしている。また、今後は、完成工事高等建設業の実態の変化を毎年検証した上で、データの更新は原則 5 年ごとに行う計画である。

これについては、建設業の実態をより正確に反映するための変更であり、適当である。

(イ) 「しゅんせつ工事業」の抽出方法の変更

「しゅんせつ工事業」は昭和 53 年には約 500 業者と少数であったことから、全数を調査していたが、業者数が増加（平成 21 年約 2 万 4 千業者）したことから、「石工・タイル・れんが・ブロック工事業」（同約 1 万 9 千業者）や「塗装工事業」（同約 1 万 6 千業者）等と同様に標本調査に変更する計画である。

これについては、精度を維持しつつ、全数調査から標本調査にすることにより、報告者が約 2 万 4 千業者から約 5 千業者に減少するもので、報告者負担の軽減を図るための変更であり、適当である。

(ウ) 最低抽出数の変更

標本抽出を行う際に業種別（21 層）・資本金階層別（7 層）に抽出率を設定

し、これを基に抽出された約 11 万の建設業者を、都道府県別に機械的かつ均等に割り当てている。この標本を均等に割り当てる際に、建設業者が 2 業者以上存在し、抽出数が 1 業者となっている場合は、これを 2 業者に引き上げる計画である。

これについては、精度向上を図る観点から、回答数が 0 となることをできる限り回避するための変更であり、適当である。

イ 調査事項の変更

(7) 「国内建設工事の年間受注高」の削除

建設工事の年間受注高について、建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）の月間受注高から年間受注高の推計が可能であることから、年間受注高に係る調査事項を削除する計画である。

これについては、下記(2)のとおり、今回、動態調査の推計方法を見直すことにより、精度の高い推計が可能となることが期待され、報告者の負担軽減を図るための変更であり、適当である。

ただし、動態調査の推計方法の見直しの結果、従来 of 調査結果との断層が生じる可能性があることから、建設工事の年間受注高の合計について、少なくとも 2 年間は確認項目として残し、施工調査の年間受注高の合計と動態調査の月間受注高から推計した年間受注高との比較等の検証を行う必要がある。

(イ) 「経費」の追加等

調査事項として「経費」（完成工事について発生する材料費、労務費、外注費以外の費用）、「販売費及び一般管理費」、「材料費」、「うち労務外注費」（「労務費」の内訳）及び「外注費」を追加することとしている。また、これまでは「人件費」の総額を把握していたが、「経費」及び「販売費及び一般管理費」のそれぞれの内訳として「人件費」を追加する計画である。

これについては、建設業の下請構造の実態を把握する観点から、固定費（「経費」及び「販売費及び一般管理費」）と変動費（「材料費」、「労務費」及び「外注費」）との関係を把握するための変更であり、適当である。

なお、従前から調査している「租税公課」については、平成 24 年 2 月に実施される「経済センサス-活動調査」（以下「経済センサス」という。）の調査事項である「租税公課」と事業税の取り扱いについて相違がみられることから、報告者が正確に記入できるよう記入要領等において明確にする必要がある。

ウ 集計事項の変更

集計事項については、今回追加を予定している調査事項である「経費」等を追加し、今回削除を予定している「元請受注高」等を削除する計画である。

これについては、今回の調査事項の変更内容を踏まえた集計を行うための変更

であり、適当である。

なお、従前より行っている業種別・都道府県別集計については、複数の業種をまとめていることから、調査結果の利用価値を高めるため、動態調査と同様に 32 業種で集計を行う必要がある。

(2) 動態調査の推計方法の見直し

従来、受注高等の推計方法については抽出率の逆数を乗じていたが、よりの確な推計を行うため、抽出率の逆数に加え、抽出層別の回収率の逆数を加味する方法に見直す計画である。

これについては、統計精度の一定の改善を図るための変更であり、適当である。

3 今後の課題

(1) 建設業者の主業決定方法の改善

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可は、28 の業種ごとに行われており、複数の許可を受けている建設業者が多数存在している。許可を受けている建設業者の総数は約 50 万業者であるが、業種別許可の総数は約 140 万件である。そのため、施工調査における標本抽出時に各建設業者を調査対象業種別に割り振る際には、複数の許可を受けている建設業者の主業を決定する必要がある。

これについて国土交通省は、現在の抽出方法とした昭和 57 年以前の業種ごとの許可の取得状況を踏まえて主業を決定しており、昭和 57 年以降の状況の変化を踏まえた改善を行う余地があると考えられる。

したがって、これを改善するため、①直近の施工調査結果、②経済センサスの調査結果、③利用可能な行政記録情報（建設業法に基づき各建設業者から毎年提出される「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」等）等を活用し、同一業種の許可を受けている建設業者の現状を分析する必要がある。これら調査結果の活用や分析については、平成 26 年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

(2) 標本設計の見直し

施工調査及び動態調査の標本の配分方法等については下表のとおりである。抽出層が非常に多いことから、報告者数が少ない層が相当数存在しており、業種別、資本金階層別、都道府県別の抽出する際の区分と集計する際の区分が整合していない場合も見られる。

したがって、抽出を行う際に設定する業種別・資本金階層別・都道府県別の抽出層について、今後の調査結果の活用方法を検討し、結果精度が確保できるよう標本設計の見直しを行う必要がある。また、この見直しに当たっては、経済センサスの調査結果を参考にし、業種ごとの完成工事高等の実態を把握した上で、平成 26 年度中に検証を終え、必要な改善は可能な限り早期の調査に反映させる必要がある。

表 標本の配分方法等について

	都道府県別に配分を行うために設定される層	都道府県への配分方法	全体の層の数	抽出数
施工調査	業種（21層） 資本金階層（7層）	均等配分 （各都道府県に存在する業者数は考慮せず機械的に配分。）	6,909層	約11万業者
動態調査	完成工事高（3層） 公共元請完成工事高（4層）	抽出数の半数を均等配分 抽出数の半数を各都道府県の業者数に応じて配分	564層	約1万2千業者

(3) 行政記録情報の活用

統計法においては、行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備され、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においてもその促進が指摘されている。

施工調査の調査事項である「有形固定資産」、「国内建設工事の年間完成工事高」、「兼業売上高」及び「建設業の付加価値額及び原価等」については、建設業法第11条第2項の規定に基づき、毎年、建設業者から提出される「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」において、おおむね把握が可能である。しかしながら、これらの提出書類については、提出時期等の問題があり、かつ電子化が行われていないことなどから、現状では施工調査に活用されていない。

当該書類は、発注者保護の観点から公衆の閲覧に供することを目的に提出を求めているものであるが、これが電子化され、活用できることとなれば、施工調査の調査事項のうち、重要なデータの一部はこれに代替可能であるばかりでなく、標本設計をする段階で完成工事高等の把握が可能となることから、調査効率や統計精度の向上に大きく寄与するものと考えられる。

したがって、国土交通省の統計部局は、建設業の所管部局と連携し、当該行政記録情報の利活用の推進について、その費用対効果等を十分に勘案しつつ、検討する必要がある。

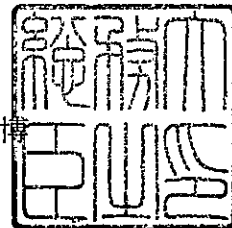


総政企第212号
平成23年7月22日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣
片山 善博



諮問第38号

建設工事統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成23年7月5日付け国総情建第54号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(建設工事統計調査の変更について)

1 調査の目的等

建設工事統計調査は、国土交通省が建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査は、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 2 条に基づく指定統計である建設工事統計（指定統計第 84 号）を作成するための指定統計調査として、昭和 31 年から実施されてきており、平成 21 年 4 月からは、新統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面施行に伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計（建設工事統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本調査は、建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた建設業者をいう。以下同じ。）が 1 年間に施工した建設工事の完成工事高等を年次で調査する建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）と、建設業者の建設工事受注動向を月次で調査する建設工事受注動態統計調査（以下「動態調査」という。）から構成されている。

2 申請の趣旨

建設工事統計調査は、建設工事及び建設業の詳細な実態を把握することができる唯一の調査であり、統計精度の一層の向上を図る観点から抽出方法及び推計方法の見直しを行うとともに、建設産業構造をよりの確に把握するため調査事項の変更を行う。

3 主な申請内容

(1) 施工調査の変更

ア 抽出方法の見直し

施工調査については、約 50 万の建設業者から一定の精度を確保した上で資本金階層別（7 層）・層化業種別（21 層）に抽出率を設定し、これを基に抽出された各層の標本数を更に都道府県別の各層に均等に割り当てるなどして約 11 万業者を抽出している。

この抽出方法に関し、以下の見直しを行うこととしている。

- ① 抽出率の設定の際に用いる標準偏差を算出する完成工事高のデータについて、従来は昭和 53 年度施工調査のデータを利用していたが、直近の平成 20 年度施工調査のデータに改める。
- ② 全抽出業種 21 業種のうち、4 業種（「ほ装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「板金工事業」、「さく井工事業」）については、建設業者数が少数であることから全

数を抽出していたが、「しゅんせつ工事業」の建設業者数が大きく増加したことから、当該業種については無作為抽出とする。

イ 調査事項の変更

(7) 「国内建設工事の年間受注高」の削除

「国内建設工事の年間受注高」については、動態調査の月間受注高から推計が可能であるため、報告者の負担軽減を図る観点から削除を行う。

(4) 「経費」の追加等

競争の激化による受注価格の低下等により、建設産業全体として厳しい状況に直面している現状を踏まえ、建設産業構造に内在する現状と課題を把握する観点から、建設業の完成工事原価である「経費」、「材料費」、「労務外注費」、「外注費」及び建設業の固定費である「販売費及び一般管理費」の追加等を行う。

(2) 動態調査の変更

抽出率の逆数を乗じて推計している動態調査の月間受注高等の推計方法について、統計精度の向上を図るため、抽出率の逆数に加えて、都道府県別・抽出層別の回収率を加味して推計する。

建設工事統計調査の概要

(現行)

調査の目的

建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得る

調査の概要

〈調査の対象〉 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業許可業者(母集団数約50万業者)

〈調査の種類〉

1. 建設工事施工統計調査【施工調査】: 毎年7月実施

建設業許可業者約50万業者のうち、一定の精度を確保した上で資本金階層別(7層※¹)・層化業種別(21層※²)・都道府県別(47層)に抽出した約11万業者を対象

なお、①大臣許可業者、②知事許可業者のうち資本金又は出資金が3000万円以上の業者、③「ほ装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「板金工事業」及び「さく井工事業」を行う業者については全数を対象

※¹ 個人、0円～200万円未満、200万円～500万円未満、500万円～1000万円未満、1000万円～2000万円未満、2000万円～3000万円未満、3000万円以上

※² 一般土木建築工事業、土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、石工・タイル・れんが・ブロック工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、塗装工事業、その他職別工事業、電気工事業、電気通信工事業、管工事業、さく井工事業、機械器具設置工事業、その他設備工事業

2. 建設工事受注動態統計調査【動態調査】: 毎月実施

動態調査は、施工調査の回答業者のうち1万2千業者を対象とする甲調査と大手49者のみを対象とする乙調査で構成(甲調査の対象には大手49者を含む。)

- ① 甲調査(共通) 完成工事高別(3層※³)・公共元請完成工事高別(4層※⁴)に抽出
なお、完成工事高が1億円未満については抽出せず、50億円以上については全数を抽出

※³ 1億円～10億円未満、10億円～50億円未満、50億円以上

※⁴ 3000万円未満、3000万円～3億円未満、3億円～10億円未満、10億円以上

- ② 乙調査(大手建設業者) 大手49者を国土交通省が指定

〈調査事項〉

- ① 施工調査 国内建設工事の年間完成工事高及び年間受注高、兼業売上高、就業者数、労務費、人件費、租税公課、営業損益、減価償却費 等
- ② 動態調査(甲調査) 国内建設工事の月間受注高、公共機関からの受注工事、民間等からの受注工事
動態調査(乙調査) 発注者別・工事種類別月間受注高(海外で施工される工事を含む。)、月間施工高・月末の未消化工事高、施工場所別月間受注高

〈調査方法〉

国土交通省

都道府県

郵 送
統計調査員

報告義務者

オンライン

結果の公表

〈主な集計事項〉

- ① 施工調査 業者数、完成工事高等(発注者別・資本金階層別・業種別・都道府県別 等)
- ② 動態調査(甲調査) 月間受注高、請負契約額(発注者別・資本金階層別・業種別・都道府県別 等)
動態調査(乙調査) 月間受注高(発注者別・工事種類別・県別等)、未消化工事高 等

〈公表時期〉

- ① 施工調査: 毎年3月末日
- ② 動態調査(甲調査): 調査対象月の翌々月の10日前後
動態調査(乙調査): 調査対象月の翌月末

建設工事統計調査結果の利用状況

行政施策上の利用等

施工調査

◆ 産業連関表(建設部門)の基礎データ

経済波及効果分析や各種経済指標の基準改定のための基礎資料となる産業連関表の「その他の土木建設（民間構築物）」の生産額の算出に民間土木の元請完成工事高を、「建設補修」の生産額の算出に維持補修工事の元請完成工事高を活用

◆ 県民経済計算の基礎データ

総合的な県経済指標として、県の行財政・経済政策に資することを目的として作成される県民経済計算における建設業の産出額の推計に新設・維持修繕別元請完成工事高を活用

◆ 建設投資見通しの基礎データ

国内建設市場の規模とその構造を明らかにすることを目的として毎年度作成される「建設投資見通し」における民間建設投資額の推計に民間の元請完成工事高を活用

◆ 建築物リフォーム・リニューアル調査の母集団情報

動態調査

◆ 月例経済報告(公共投資)の基礎データ

政府の月例経済報告の主要経済指標である公共投資の分析に公共機関からの受注工事の請負契約額を活用

◆ 建設総合統計の基礎データ

国内の建設活動を出来高ベースで把握できる唯一の統計である建設総合統計（加工統計）の作成に建設工事進捗率調査から算出した工事別・工期別出来高分布率及び冬期補正率を基に出来高に展開し、統計上の補正処理を行った動態調査の受注高を活用
→四半期別GDP速報（QE）の公的固定資本形成の推計に建設総合統計の月別出来高を活用

◆ 中小企業信用保険法に基づくセーフティーネット保証制度の基礎データ

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づくセーフティーネット保証制度（不景気などにより経営が悪化している中小企業者に対する特別枠の債務保証）の対象となる不況業種を指定するため、業種別受注高を活用

◆ 建設資材・労働力需要実態調査及び産業連関表作成のための建築工事費内訳調査の母集団情報

民間における利用

- ◆ 「建設経済モデルによる建設投資の見通し」の維持修繕工事額の推計に施工調査の維持・修繕元請完成工事高を活用（(財)建設経済研究所）
- ◆ 「建設業の経営分析・地域建設産業のあり方検討委員会報告書」において、施工調査の建設工事の実績のあった業者数や動態調査の受注高を活用（(財)建設業情報管理センター）
- ◆ 建設業の現状や課題等を分析した刊行物である「建設業ハンドブック」において、施工調査の新設・維持修繕別元請完成工事高を活用（(社)日本建設業連合会）

建設工事統計調査の主な変更内容

施工調査の変更

抽出方法の見直し

- 抽出率の設定の際に用いる標準偏差を算出する完成工事高のデータについて、従来は昭和53年度施工調査のデータを利用していたが、直近の平成20年度施工調査のデータに更新
- 全抽出業種21業種のうち、4業種(「ほ装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「板金工事業」、「さく井工事業」)については、業者数が少数であることから全数抽出業種としていたが、「しゅんせつ工事業」の業者数が大きく増加したことから、無作為抽出業種に見直し

調査事項の変更

現行	変更後
<ul style="list-style-type: none"> ・企業名及び所在地、経営組織、資本金又は出資金、有形固定資産、業態別工事種類、就業者数、国内建設工事の年間完成工事高、兼業売上高 ・国内建設工事の年間受注高 <ul style="list-style-type: none"> ○発注者別(元請・下請別、公共・民間別) ○共同企業体による受注高(公共・民間別) ・建設業の付加価値額 ○労務費 <ul style="list-style-type: none"> ○人件費 ○租税公課 ○営業損益 ○減価償却費 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業名及び所在地、経営組織、資本金又は出資金、有形固定資産、業態別工事種類、就業者数、国内建設工事の年間完成工事高、兼業売上高 ・【削除】 (動態調査の月間受注高から推計が可能) ・建設業の付加価値額及び原価等 <ul style="list-style-type: none"> ○経費 ○販売費及び一般管理費 ○材料費 ○労務費 <ul style="list-style-type: none"> うち労務外注費 ○外注費 <ul style="list-style-type: none"> ○人件費 ○租税公課 ○営業損益 ○減価償却費

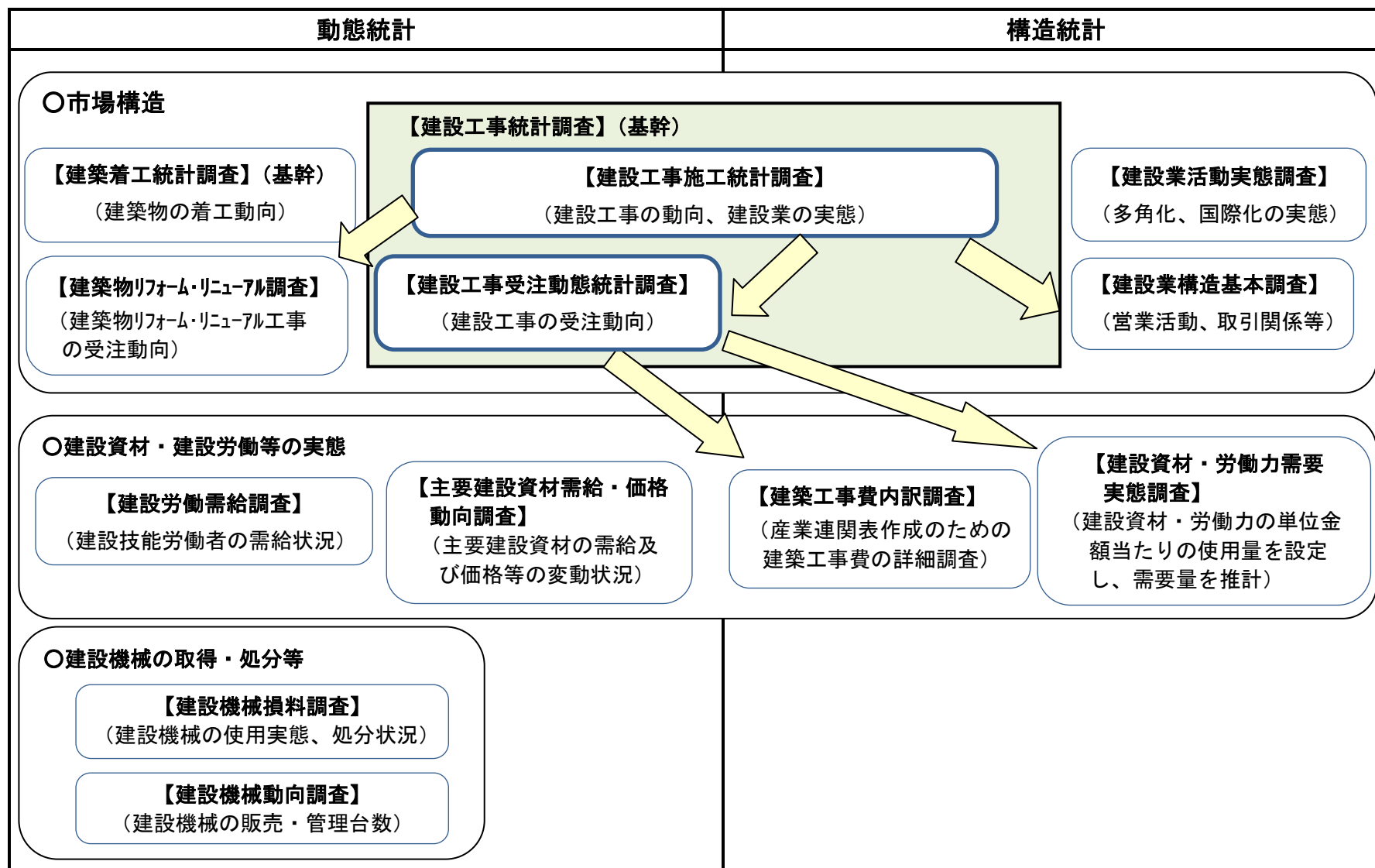
動態調査の変更

推計方法の見直し

現行	変更後
○抽出率の逆数を乗ずる	○抽出率の逆数を乗ずる ○回収率を加味

※ 動態調査の年度平均回収率:平成20年度 60.2% 平成21年度 61.0% 平成22年度 60.6%

建設統計体系概念図



※矢印の先は建設工事統計調査をサンプルフレームとしている統計調査を示す。

第30回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成23年8月23日（火）10:00～12:10
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 縣公一郎、深尾京司
 - （専 門 委 員） 井出多加子、菅幹雄、馬場康維
 - （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、日本銀行
 - （調査実施者） 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課：杵澤建設統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：若林参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか
- 4 議 題 建設工事統計調査の変更について
- 5 概 要

事務局から前回部会の結果概要について説明を行い、調査実施者から前回部会で出された意見等について回答が行われた。続いて、行政記録情報の活用について審議が行われた。その後、事務局から答申案の説明を行い、項目ごとに審議が行われた結果、所要の修正を行った上で当部会として採択された。

なお、答申案の修正については部会長に一任することとされ、修正後の答申案については、平成23年9月22日に開催予定の第49回統計委員会において、部会長から報告することとされた。主な意見等は以下のとおり。

(1) 前回部会において出された意見等について

ア 標本抽出を行う際の資本金階級区分と集計を行う際の資本金階級区分について

建設工事施工統計調査（以下「施工調査」という。）の標本抽出を行う際の資本金階級区分と集計を行う際のそれとは相違がみられる。これについては、統計精度が確保されていること、過去の集計結果との比較が可能となることを前提として、可能な限り一致させるべきである。

表 標本抽出を行う際の資本金階級区分等（抜粋）

標本抽出を行う際の 資 本 金 階 級	集計を行う際の資本金階級 (施工調査)	集計を行う際の資本金階級 (建設工事受注動態統計調査)
200万円未満	200万円未満	300万円未満
200万円～500万円未満	200万円～500万円未満	300万円～500万円未満
1000万円～2000万円未満	1000万円～3000万円未満	1000万円～3000万円未満
2000万円～3000万円未満		

イ 調査事項について

調査事項である「業態別工事種類」においては、年間における完成工事高が多い2種類の工事種類のみを記入させるようになっているが、これに加えて完成工事高に占める工事種類ごとの割合を追加してほしい。ただし、データとしての必要性は高いが、その一方で報告者の負担にもなるので、報告者側の理解を求めることが必要である。今回調査で追加できないのであれば、次回調査以降で構わないので検討してほしい。

ウ 標本設計の見直し等について

前回の統計審議会（平成12年）の答申において、標本設計の検証の必要性等について指摘があったが、標本設計と集計結果の安定性等については、検証が行われていない。そのため、今回の答申において検証のみを課題とした場合、これまでと同様に検証が行われずに経過してしまうことが考えられる。したがって、検証について一定の期限を設けた方がいいのではないか。また、今回、標本設計を変更することを計画しているが、過去のデータからも検証は可能であることから、少なくとも前回の答申以降のデータについて、すぐにでも検証を開始すべきである。

(2) 行政記録情報の活用について

- 国土交通省所管の統計調査以外においても活用が可能な行政記録情報が存在するが、様々な理由で活用が進んでいない。そのため、各府省の統計部局において、行政記録情報の活用が可能となるよう統計委員会としても後押ししていく必要がある。
- 行政記録情報を活用するには、その電子化を推進していく必要がある。現時点では活用が困難であっても、中長期的な観点から方針を立てた上で推進してほしい。
- 回収率の低下が原因で、行政記録情報の活用を検討するケースがある。しかし、行政記録情報があればどのようなものでも即使えるというわけではない。使えるようになるのに10年かかるものもある。したがって、可能な限り早期に検討を進めておく必要がある。

(3) 答申案について

- 「標本抽出に使用する完成工事高データの変更」に記載されている「今後のデータの更新は、毎年、完成工事高等建設業の実態の変化を検証した上で、原則5年ごとに行う計画である。」については、データの更新が毎年なのか5年ごとなのか不明確ではないか。
- 「最低抽出数の変更」に記載されている「報告者」については、どのように定義するかにもよるが、ここでは実際に回答した者を意味しており、誤解が生じるおそれがあることから、「回答数」とした方がいいのではないか。
- 『「国内建設工事の年間受注高」の削除』に記載されている「2年間は確認項目として残し」については、状況によっては3年以上残す必要性が生じることもあり得ることから、「少なくとも」を加えた方がいいのではないのか。
- 「今後の課題」に記載されている「建設業者の主業決定方法の改善」及び「標本設計の見直し」については、見直し等の結果を「平成26年度」調査に反映させることを求めているが、スケジュールを考慮すると実現可能性が低いことから、必要な検証を平成26年度までに終えることとし、改善を要する場合には可能な限り早期に行うこととすべきではないか。
- 「行政記録情報の活用」に記載されている「統計精度の向上」については、より大きく寄与すると考えられる「調査効率の向上」とした方が適切ではないか。